

三 恩 給

一般規定はないがアル
サス・ローレンに付て
は次より規定がある
一 一九一八年十一月十一日
日（休戦時）までに取
得された恩給権をドイ
ツ國庫の負担に属する
文武官恩給をドイッ政
府は依然負担する（
六二系第一項）

四 金 銭 債 務

割譲地に對し一般規定
はなし。アル・サス・ロー
レンに對し一九一八年十
一月十一日以前に生じた
ドイツ國に對する金銭
債務は第一と同等の金
銀貨幣に對しては、
第一と同等の金銀貨幣
による決済とせう（
二一系第一項）

五 船 舶

六 文 化 的 世 襲 財 産

カン・ニエルク
ン系約と同
じ（第一系）

イタリヤは継承國又は
トリエスタ自由地域の
國籍取得者の文信輸入
恩給の支払義務を負う
協定する方法に付ては別
一 第十四附屬書第八項
一 第十四附屬書第八項

金銭債務は分離によつ
て影響されない。私人
は当事者間の自治一
接決済）に要する
タリヤと瑞士讓受事
國は債務決済を容易
一 第十四附屬書第十三項
一 第十四附屬書第十三項

トリエスタ自由地域又
は継承國の自由地域
者自然又は此地に居住
る船舶は返還する（
一 第十四附屬書第十項）
一 第十四附屬書第十項

判讓地域の文化歴史
的世襲財産の去つた地
に無償で運ぶことを
又は公有と存つて
も又は返還する（
一 第十四附屬書第十四項）
一 第十四附屬書第十四項